

奈良県ふるさと投資活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新事業展開や販路開拓に挑戦する県内の中小企業者に対し、当該事業に要する経費の一部について、ふるさと納税制度を利用したクラウドファンディングを実施し、集まった寄附金を活用し補助することにより、県内の中小企業者の新事業展開や新規顧客獲得力の向上に繋げ、奈良県経済の活性化及び域外交易力の強化を図る。

この目的を達成するため、知事は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2に規定する特例控除対象寄附金の支出をいう。
- (2) クラウドファンディング インターネットを介して、個人から少額の資金を調達する仕組みをいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者
 - (2) 県内に新事業展開や販路開拓（以下、「新事業展開等」という。）の実施の拠点となる事務所または事業所を有する事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者から除く。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 県税を滞納している者
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
 - (4) 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
 - (5) 規則第4条第2項各号のいずれかに該当する者
 - (6) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等で

ある者

- (7) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等である者
- (8) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等である者
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クラウドファンディングの方法で資金調達を行う新事業展開等で、知事が認める事業とする。

- 2 前項に規定する事業のうち複数年にわたる事業については、第6条第1項により事業計画書を提出する日の属する年度内の事業（ただし、第18条第1項で規定する実績報告を提出する日までとする。）を補助対象事業とする。
- 3 補助対象事業は、国又は地方公共団体等が交付する他の補助金等の交付を受ける事業と重複してはならない。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、当該経費にかかる消費税及び地方消費税の額は補助の対象としない。

(事業計画書の提出)

第6条 補助対象事業を実施しようとする者（以下「事業計画者」という。）は、事業計画書（第1号様式）に必要書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する事業計画書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象事業として内定するものとする。この場合において、知事が必要であると認めるときは、当該計画に係る事項について修正を加えることができる。
- 3 知事は、別に定める奈良県経営革新計画評価等委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を参考に、前項の審査を行うものとする。
- 4 選定委員会の設置運営、選定基準等に関して必要な事項は、別に定める。

(内定の通知)

第7条 知事は、前条第2項の規定により補助対象事業として内定したときは、事業計画者に通知するものとする。この場合において、知事が必要であると認めるときは、補助対象事業として内定した事業（以下「補助内定事業」という。）に条件を付すことができる。

(内定の辞退)

第8条 補助内定事業を行う者（以下「補助内定事業者」という。）は、補助内定事業の内定を辞退しようとする場合は、補助内定事業の辞退届出書（第2号様式）を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する届出書を受理したときは、当該補助内定事業の内定を取り消すものとする。

(寄附金の募集)

第9条 知事は、奈良県が契約を行うクラウドファンディングによる資金調達のためのウェブサイトの運営及びサービスを提供する事業者（以下「クラウドファンディング運営事業者」という。）のウェブサイトに補助内定事業を掲載し、ふるさと納税として期間を定めて寄附金を募集するものとする。

2 知事は、前項に定める募集の際には、事前に寄附金の目標とする額（以下「寄附目標額」という。）を定めるものとする。

3 知事は、第1項の規定により、補助内定事業に対して受けた寄附金（以下、「受領寄附額」という。）の額が寄附目標額未満となった場合は、当該補助内定事業者の内定を取り消すものとする。

(補助内定事業の変更承認申請)

第10条 補助内定事業者は、第6条第1項の規定により提出した事業計画書及び必要書類に、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ補助内定事業の変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の変更

(2) 補助内定事業の内容の変更（次のア及びイに該当する場合を除く。）

ア 補助内定事業の目的に変更が生じず、かつ、補助内定事業者の創意によって、より効果的に事業が実施できると認められる場合

イ 計画の細部の変更であって、補助内定事業の目的及び遂行状況に影響を及ぼさないと認められる場合

2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容に応じて選定委員会の意見を参考に審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して当該申請を承認し、補助内定事業者に通知するものとする。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、受領寄附額からクラウドファンディング運営事業者に支払うウェブサイト利用手数料（消費税及び地方消費税を含む。）を除いた額、又は補助内定事業における補助対象経費の額からクラウドファンディング運営事業者に支払うウェブサイ

ト利用手数料（消費税及び地方消費税を含む。）を除いた額のいずれか低い額（以下「補助金交付予定額」という。）とする。

- 2 知事は、補助内定事業者に対し、補助金交付予定額を補助内定事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、受領寄附額からクラウドファンディング運営事業者に支払うウェブサイト利用手数料（消費税及び地方消費税を含む。）を除いた額が、補助金交付予定額を上回る場合は、差額を県の歳入とすることができる。

（補助金の交付申請）

第12条 補助内定事業者は、前条第2項に規定する通知を受けた場合は、補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- （1）事業計画書（第1号様式）（ただし、添付書類を除く。）
- （2）収支予算書（第5号様式）
- （3）その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）に相当する額を減額しなければならない。ただし、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第13条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助対象事業として適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、第19条第1項に基づく補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第14条 前条第1項の規定により決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第12条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知

事に提出しなければならない。

(交付申請変更の承認申請)

第15条 補助事業者は、第12条第1項の規定により提出した交付申請書及び必要書類に、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ交付申請の変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の変更

(2) 交付申請の内容の変更(次のア及びイに該当する場合を除く。)

ア 補助対象事業の目的に変更が生じず、かつ、補助事業者の創意によって、より効果的に事業が実施できると認められる場合

イ 内容の細部の変更であって、補助対象事業の目的及び遂行状況に影響を及ぼさないと認められる場合

2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は必要な条件を付して当該申請を承認し、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助対象事業の中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(寄附者への礼状及び返礼品の送付)

第16条 補助事業者は、第9条第1項の規定により寄附を行った者(以下「寄附者」という。)に対し、礼状及びふるさと納税制度の範囲内で返礼品を送付することができる。ただし、礼状及び返礼品の送付を行う場合は、第18条第1項に規定する実績報告を提出する日までに完了しなければならない。

(寄附者の個人情報の提供)

第17条 知事は、前条の規定により補助事業者が、寄附者へ礼状又は返礼品の送付をしようとするときは、補助事業者に対し、寄附者の住所、氏名及び連絡先等を提供する。

2 補助事業者は、前項により知事から提供された個人情報について、寄附者に対する礼状の送付、返礼品の進呈及び事業の報告以外の目的で使用してはならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書(第8号様式)に必要書類を添えて、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助対象事業が完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行う際、補助金に係る消費税等仕入控除税額が決定しているときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

- 第19条 知事は、前条第1項の規定による報告書を受理した場合は、その内容を審査し、報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（変更の承認をした場合は、その承認をした内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、第13条第1項で通知する補助金の交付決定額が補助金交付額を上回る場合は、差額を県の歳入とすることができる。
 - 3 第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項に規定する請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告に伴い、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第10号様式）を速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告に基づき、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第21条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 法令若しくはこの要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

とする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合にあつては、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(事業変更もしくは事業中止にかかる経費の負担)

第22条 補助内定事業者又は補助事業者が、第8条第2項、第10条第2項、第14条、第15条第2項、第21条第3項又は第20条第1項に掲げることとなった場合、知事は補助内定事業者又は補助事業者に、事業内容の変更又は事業中止にかかる経費の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について取得財産等管理台帳（第11号様式）を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等があるときは、第18条第1項の規定による実績報告にあわせて取得財産等管理明細表（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入を得たとき又は収入を得る見込みがあるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち処分を制限するものとして規則第20条第2号及び第3号の規定により知事が定めるものは取得価格、又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

- 2 規則第20条ただし書に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（第13号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(事業進捗状況の報告)

第25条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する年度終了後5年間は、毎年度4月末日までに、前年度における事業実施状況等について、事業実施状況報告書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告について証する書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第26条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考察等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助対象事業年度又は補助対象事業年度の終了後5年以内に出願し、取得した場合、産業財産権等を譲渡した場合又は実施権を設定した場合は、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第27条 補助事業者は、補助対象事業に要した経費について、帳簿及び領収書等の証憑書類を整理し、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び領収書等の証憑書類を、補助対象事業を完了した日（廃止の承認を受けた場合にあつては、廃止した日。）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助事業者は、第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、又は漏えいしてはならない。

3 補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

4 本条の規定は、補助対象事業の完了後（内定の辞退、又は交付申請の取り下げをした場合を含む。）も有効とする。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

【別表1】補助の対象となる経費

科目		内容
(1)	報償費	専門家謝金等
(2)	旅費	従業員旅費、専門家旅費等
(3)	消耗品費	消耗品（用紙、文具、雑品等）購入費等
(4)	印刷製本費	チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等
(5)	修繕費	事業に必要な動産・不動産の修繕費等
(6)	通信運搬費	事業に必要な物品の輸送費等
(7)	広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
(8)	手数料	許可取得や行政書類の申請にかかる費用等
(9)	委託料	建物等の設計費や外注加工費、業務の委託に要する経費
(10)	使用料および賃借料	事務所・店舗等の借上げ料、イベント出展に伴うスペースの使用料、機械装置・備品のリース・レンタル経費等
(11)	工事請負費	事務所・店舗等の開設に伴う外装・内装工事費用（イベント会場等の設置工事費等も含む）
(12)	原材料費	資材購入費等
(13)	備品購入費	事業に必要な機械装置や備品の購入費等
(14)	その他	知事が必要と認める経費

※委託料は、補助対象経費の50%未満とする。